

森林経営信託規程例

(昭和53年7月26日53林野組第143号林野庁長官通知)

(事業の目的)

第1条 この組合が行う森林経営信託事業は、組合員の所有する森林（森林法（昭和26年法律第24号）第2条第1項に規定する森林をいう。以下同じ。）につき、組合員のためにこの組合が森林の経営を目的として行う次の各号に掲げる信託の引受けの事業とする。

- (1) この組合が自ら森林の経営を行うことを目的とする信託の引受け（第2号及び第3号に掲げる信託の引受けを除く。）
- (2) この組合が自らを育林地所有者又は育林者（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第2項の育林地所有者又は育林者をそれぞれいう。）とし、第三者を育林費負担者（同項の育林費負担者をいう。以下同じ。）として分収育林契約（同項の分収育林契約をいう。以下同じ。）を締結して森林の経営を行うことを目的とする信託の引受け
- (3) この組合が森林の保健機能の増進に関する事業（以下「保健機能増進事業」という。）の実施を含めて行う森林の経営を行うことを目的とする信託の引受け

(事業の実施地区の範囲)

第2条 この組合が行う森林経営信託事業の実施地区は、定款第○条の地区の区域とする。

- 2 この組合の組合員が前項の実施地区に隣接する市町村の区域内に所有する森林については、前項の規定にかかわらず、森林経営信託事業を行うことができる。この場合においては、あらかじめその地区の範囲に当該林地の所在地を含む森林組合と協議するものとする。

(信託を引き受ける財産の範囲)

第3条 この組合が信託を引き受ける財産は、木竹が集団して生育している土地の所有権又は地上権及びその土地の上にある立木竹の所有権とする。

(信託期間の制限)

第4条 森林経営信託の信託期間は、第1条各号の信託の引受けごとに次の各号に定めるとおりとする。ただし、第1号の期間については、特別の理由がある場合には、これより短い期間を定めることができる。

- (1) 第1条第1号の信託の引受けにあつては、10年以上の期間
- (2) 第1条第2号の信託の引受けにあつては、当該信託の引受けに係る分収育林契約の契約期間と同じ期間又はこれを上回る期間
- (3) 第1条第3号の信託の引受けにあつては、当該信託の引受けに係る保健機能増進事業の実施期間又はこれを上回る期間

(信託契約の締結)

第5条 この組合は、信託契約の申込みがあつた場合において、信託の目的たるべき森林について調査し、信託の引受けを相当と認めるときは、文書により信託契約を締結するものとする。

2 前項の信託契約は、森林1筆を単位として、締結するものとする。

(信託契約の締結事項)

第5条の2 信託の引受けに係る信託契約の締結に当たっては、この組合は、次の各号に掲げる事項を信託契約に定めるものとする。

- (1) 植栽の時期及び方法
- (2) 保育の種類、時期及び方法
- (3) 立木竹の伐採又は販売の予定時期及び方法
- (4) 前3号に掲げる事項の変更に関する事項

2 第1条第2号の信託の引受けに係る信託契約の締結に当たっては、この組合は、前項に掲げる事項のほか、当該信託の引受けに係るものとして予定する分収育林契約について、次に掲げる事項を信託契約に定めるものとする。

- (1) 当該分収育林契約の対象とする森林の所在及び面積
- (2) 当該分収育林契約の存続期間
- (3) 当該分収育林契約の各契約当事者が負担する育林に要する費用の範囲並びに育林費負担者が負担すべき持分の対価の額、費用の額及びこれらの支払方法
- (4) 育林による収益の分収の割合
- (5) 当該分収育林契約の変更又は解除に関する事項

3 第1条第3号の信託の引受けに係る信託契約の締結に当たっては、この組合は、第1項に掲げる事項のほか、当該信託に係るものとして予定する保健機能増進事業の実施について、次の各号に掲げる事項を信託契約に定めるものとする。

- (1) 当該保健機能増進事業の対象とする森林の所在及び面積
- (2) 当該保健機能増進事業の実施期間
- (3) 当該保健機能増進事業の内容及び方法
- (4) 当該保健機能増進事業に要する費用の範囲及び負担方法
- (5) 当該保健機能増進事業の内容及び方法の変更に関する事項

(事務の委託)

第5条の3 信託に係る事務の一部を委託することを予定する場合には、この組合は、信託契約の締結に当たって、次に掲げる事項を信託契約に定めるものとする。

- (1) 信託に係る事務の委託先として予定する者
- (2) 委託を予定する事務の範囲

(委託者等との協議)

第6条 この組合は、信託された森林について法令による収用等権利の得喪変更に関する事故が生ずることが明らかとなったときその他の委託者又はその一般承継人にとって重大な関心があると認められる事実が生じ、又は生ずることが明らかになったときは、遅滞なく委託者又はその一般承継人と協議の上、処理するものとする。

(信託された森林にかかる費用)

第7条 信託された森林についての公租公課、保険料その他の必要費及び有益費その他の費用は、委託者又は一般承継人の負担とする。ただし、第1条第2号及び第3号の信託の引受けにあっては、信託契約に定めるところによるものとする。

2 この組合が前項により委託者又は一般承継人の負担された費用を立て替えて支払ったときは直ちにその弁済を委託者又はその一般承継人に請求するものとする。ただし、委託者又はその一般承継人から申出があった場合には、当該費用を立て替えて支払った後の信託財産に係る収益金をもってその弁済にあてることができる。

(信託された森林に係る収益金の委託者等に対する支払)

第8条 この組合は、第12条の損益計算書に基づき、当該期間の収納金を計算期日以降1か月以内に、委託者又は一般承継人の指定する方法によって支払うものとする。

2 この組合は、前項の金額を委託者又はその一般承継人に預貯金口座に振り込んだときは、遅滞なくその旨を当該委託者又はその一般承継人に通知するものとする。

(信託された森林に係る損失の填補)

第9条 信託された森林の損壊、滅失等によって委託者又はその一般承継人がこうむった損害については、この組合は、その責めを負わないものとする。ただし、この組合の故意又は過失による場合は、この限りでないものとする。

(委託者等の申し出による信託契約の変更又は信託の終了)

第10条 信託契約締結の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託された森林の経営方法が受益者の利益に適さなくなつたため、委託者又はその一般承継人から信託契約の変更の申込みがあつた場合において、その申込みの内容が相当であると認められるときは、この組合は、当該申込みを承諾するものとする。

2 この組合は、第6条の協議がととのわなかつたため、当該協議に係る委託者又はその一般承継人が信託の終了の申込みをしたときは、当該申込みを承諾するものとする。

3 前項にかかわらず、第1条第2号の信託の引受けにあっては、第5条の2第2項第2号の存続期間において、第1条第3号の信託の引受けにあっては、第5条の2第3項第2号の実施期間において、委託者又はその一般承継人の申し出により信託を終了することができない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合において、委託者が信託終了を申し出、この組合が相当と認めたときは、信託を終了することができる。

4 前3項の場合、この組合は、委託者に対し信託契約の変更又は委託者若しくはその一般承継人の申し出による信託の終了がされたことにより生じた損害及び手数料を請求することができる。

(信託の終了)

第11条 この組合は、この組合への信託が終了したとき又は終了することが明らかになったとき

は、遅滞なくその旨を委託者又はその一般承継人に通知し、信託された森林の委託者又はその一般承継人への移転の方法、時期その他信託の終了に伴う必要な事項について委託者又はその一般承継人と協議するものとする。

(経理)

第12条 この組合は、森林経営信託事業に係る経理を他の事業に係る経理と区分して経理するとともに、森林経営信託事業に係る経理においては、信託契約ごとに、その収支を明らかにするものとする。

2 この組合は、信託契約ごとに、毎年〇月の末日及び信託終了の日を計算期日として、各計算期日における貸借対照表及び前期の計算期日の翌日から今期の計算期日までの期間の損益計算書を作成し、委託者又はその一般承継人に報告するものとする。

3 この組合は、委託者又はその一般承継人から請求があったときは、当該委託者又はその一般承継人に係る第1項の収支を明らかにした書面を閲覧させ、又はその書類につき説明を行うものとする。

(実施細目)

第13条 この規程に定めるもののほか、森林経営信託事業の実施について必要な事項は、別に理事会において定める。